

ID: 5195

担当部署: 建設水道部 建築課 指導係

<b>処分の概要</b>	マンション建替事業の廃止及び終了の認可		
<b>法令名 根拠条項</b>	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第54条第1項		
<b>法令番号</b>	平成14年法律第78号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第54条第1項の規定による。                  (マンション建替事業の廃止及び終了)</p> <p>第54条 個人施行者は、マンション建替事業を、事業の完成の不能により廃止し、又は終了しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その廃止又は終了について都道府県知事等の認可を受けなければならない。</p> <p>2 個人施行者は、事業の完成の不能によりマンション建替事業を廃止しようとする場合において、その者にマンション建替事業の施行のための借入金があるときは、その廃止についてその債権者の同意を得なければならない。</p> <p>3 第9条第7項並びに第49条第1項(図書の送付に係る部分を除く。)及び第2項の規定は、第1項の規定による認可について準用する。この場合において、第9条第7項中「施行マンションとなるべきマンション」とあるのは「施行マンション」と、第49条第2項中「施行者として、又は規準若しくは規約若しくは事業計画をもって」とあるのは「マンション建替事業の廃止又は終了をもって」と読み替えるものとする。</p>			
<b>標準処理期間</b>	30日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成 28 年 7 月 1 日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日